

## 花巻市市民参画・協働推進委員会（第1回）会議録

日時 令和7年2月13日（木）午後1時30分～午後3時15分  
場所 まなび学園（生涯学園都市会館）第2中ホール及び第3中ホール  
出席者 委員出席者10名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、長山 ゆかり（花巻市校長会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、関上 哲（副委員長・富士大学教授）、佐藤 修子（亀ヶ森地区コミュニティ会議）、継枝 イク（八重畑コミュニティ会議）、新田 彩乃（公募委員）、岡田 芳美（公募委員）  
委員欠席者 5名 佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）、高橋 和也（花巻青年会議所）、今西 優子（明日の小山田を考える会）、新田 真理子（公募委員）  
市側出席者12名 岩間 裕子（総合政策部長）、菊池 司（秘書政策課長）、鎌田 明洋（秘書政策課長補佐）、八重樫 尚孝（秘書政策課企画調整係長）、阿部 晋（地域振興部長）、坊澤 尚行（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、菊池 正彦（農林部長）、佐藤 要（農村林務課課長補佐）  
【事務局】阿部 晋（地域振興部長）、坊澤 尚行（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）、紺野 優加（地域づくり課市民協働係主査）  
傍聴者 なし

- 次第 1 開会  
2 あいさつ  
3 審議  
（1） 役員選出（委員長、副委員長の互選）  
（2） 市民参画・協働推進委員会の所掌について  
（3） 市民参画に係る事後評価について 2件  
ア 花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例（地域振興部地域づくり課）  
イ 花巻市建築物等木材利用促進基本方針（農林部農村林務課）  
（4） 市民参画に係る事前評価について 1件  
新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）（総合政策部秘書政策課）  
4 その他  
5 閉会

### 1 開会 （開会 午後1時30分）

坊澤地域づくり課長（事務局） 本日はお忙しいところご出席くださりまして誠にありがとうございます。ただいまより第1回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。  
初めに、委員が代わりまして初めての委員会となりますので、本日も出席の皆様から自己紹介をお願いします。

（委員名簿の順に自己紹介及び職員紹介）

坊澤課長（事務局） 続きまして、阿部地域振興部長よりご挨拶申し上げます。

**2 あいさつ**  
**阿部地域振興**  
**部長**

地域振興部長の阿部でございます。本日は新しい委員構成になって初めての会議であり、まだ委員長等が選出されていないため、第1回目の推進委員会に当たり、市長に代わってご挨拶を申し上げます。

本日は何かとお忙しいところ、ご出席賜りありがとうございます。また各委員の皆様方におかれましては、この花巻市市民参画・協働推進委員をお引き受けいただき感謝申し上げます。

平成20年に施行した「花巻市まちづくり基本条例」には、市民主体のまちづくりを推進し、重要な計画の策定や変更、条例等の改廃に当たり、市民の参画により市民が意見表明する機会を保障することや市民参画の方法等が規定されております。また、令和5年12月には「花巻市市民参画条例」並びに「花巻市市民参画条例施行規則」を制定し、令和6年4月1日より施行いたしました。この花巻市市民参画条例は、花巻市まちづくり基本条例と市政への市民参画ガイドラインを基に、市民参画・協働推進委員会の委員の皆様のご助言を得ながらこれまで積み上げてきた市民参画の取り組みを改めて条例化し、明文化したものとなっております。当委員会には「花巻市まちづくり基本条例」に基づき設置され、その所掌等につきましては「花巻市市民参画条例施行規則」に規定されており、行政施策等について市民の参画と協働のまちづくり、その推進の一役を担っているのが本委員会であります。まちづくりに関しまして重要な計画、あるいは条例の制定、そして建物の計画につきまして、市民の皆様方からご意見を伺う機会として、パブリックコメントやワークショップ、意見交換会などの手法が妥当かどうかということを、この委員会で議論いただき、それらを踏まえ、市が市民参画を実施した後は、その手法が妥当であったか、不足する部分はなかったかというご意見やご指摘をいただき、次の市民参画の機会に生かしながら、参画と協働のまちづくりを進めていくということは、とても重要であります。本委員会において、活発なご意見をいただきながら市民の皆様方のより多くの参画をいただいてまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

結びになりますが、委員をお引き受けくださいましたことに改めて感謝申し上げ、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**3 審議**  
**坊澤課長**  
**(事務局)**

それでは次第3審議(1)役員選出に入ります。市民参画条例施行規則第9条に基づき、委員長及び副委員長は各1名を置き、委員の互選により定めることとなっております。委員長選出までは地域振興部長が進行いたします。

**阿部地域振興**  
**部長**

では、委員長の選出まで私が進行いたします。委員長につきましては、花巻市市民参画条例施行規則第9条第1項の規定により、委員の互選となっております。選出方法につきまして、いかが取り計らいましょうか。

**細川委員**

私の方から恐縮ですが、前任期に引き続き佐藤良介委員を委員長に推薦申し上げます。

ます。

**阿部地域振興部長** ただいま細川委員から委員長には佐藤良介委員と推薦がございました。ほかにはございませんか。

(発言するものなし)

**阿部地域振興部長** ほかに推薦はないようでございますので、委員長には佐藤良介委員を選任することに御異議ありませんか。

(「異議なし。」の声)

**阿部地域振興部長** それでは、委員長は佐藤良介委員に決定いたしました。  
この後は、花巻市市民参画条例施行規則第9条第2項により委員長に進行をお願いいたします。

**佐藤良介委員長** ただいま委員長に選任いただきました佐藤でございます。皆様のご協力をいただきながら、スムーズに委員会を運営してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは続きまして副委員長の選出を行いたいと思いますが、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。細川委員。

**細川委員** 副委員長には関上哲委員をご推薦申し上げたいと思います。

**佐藤良介委員長** ただいま副委員長には関上哲委員にお願いしたいということでございますが、ほかにはございませんか。

(発言するものなし)

**佐藤良介委員長** それでは副委員長に関上委員をお願いすることに御異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

**佐藤良介委員長** それでは、関上副委員長よりご挨拶をお願いします。

**関上副委員長** 副委員長にご指名頂戴しまして感謝申し上げます。委員長を補佐しながら、より良い話し合いになるよう私も努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

**坊澤課長(事務局)** それでは次に、次第3(2)花巻市市民参画協働推進委員会の所掌等について事務局より説明をお願いいたします。

大竹課長補佐  
(事務局)

本日は委員改正後、初めての会議となりますので、本委員会の役割について簡単に説明申し上げます。

当市では、花巻市まちづくり基本条例、以後「まちづくり条例」と申しますが、こちらを平成20年4月1日に施行いたしました。この条例は、花巻市におけるまちづくりの基本的な事項を定めており、市民が市政に参画する機会を保障することが規定されています。当委員会は参画と協働によるまちづくりを進めるため、このまちづくり条例第15条に基づき、設置された委員会となります。その所掌につきましては、令和6年4月1日に施行した花巻市市民参画条例施行規則第7条にあるとおり、「市政への参画方法の研究や改善に関する事項」、「市民参画及び協働の推進に関する事項」、「市民参画の手続の実施状況の点検及び評価に関する事項」、「花巻市まちづくり基本条例及び条例の見直しに関する事項」となっております。

このうち協働につきましては、平成23年8月に当時の市民参画・協働推進委員会で検討を重ね作成いたしました「市民と市との協働指針」に沿って、市役所内各課でも協働のまちづくりに取り組んでおります。この「市民と市との協働指針」につきましては、策定から10年以上が経過したことも踏まえ、庁内において協働の実施状況の調査を行ったほか、他市町村事例の調査を行うなど検証を進めているところでございます。

なお、岩手県においても県が作成している「協働推進マニュアル」を見直す動きがありますことから、市の指針の見直しの方向性につきましては、県の動向も踏まえ検討を進めてまいりたいと考えています。

市民参画の評価については「市政への市民参画の手引き」に基づきご説明いたします。

手引きの3ページの「市民参画とは」をご覧ください。市民参画については、まちづくり条例第2条第3号「市民が主体的にまちづくりに参加し、その意思決定に関わることをいいます。」と規定しています。また、まちづくりの基本原則を定めた同条例第5条第1項第1号には、「市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと。」とされており、花巻市では、市民参画は市政を進める上での基本原則となっております。

次に「市民参画の保障について」です。まちづくり条例第12条第1項には「市の執行機関は、まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意志で参画できる方法を用いて、市民が意見を表明する機会を保障するものとします。」と規定されております。

なお、まちづくり条例第12条第1項及び同第2項「市民の参画については、別に条例を定めるものとします。」との規定に基づき、花巻市市民参画条例、以後「市民参画条例」と申し上げますが、令和5年12月議会での議決を得て制定したものであります。その第5条に市民参画の対象となる事項を規定するなど市民参画に関する基本的な事項を定めています。

市の執行機関は、まちづくり条例及び市民参画条例のこれらの規定に基づき市民に市民参画を保障する必要があります。

また、ページの下部には「まちづくり条例第5条の趣旨に鑑み、市の執行機関は、市民参画条例第5条により市民参画の対象とされた事項はもちろん、それに該当しない事項についても、市の施策策定にあたって適切と判断されたときは、市民の意見を聴く機会を設けることに努めるものとします。」と記述しておりますが、これまでも市民参画の対象とならない事業であっても、各部署において必要と判断したものについては、アンケートの実施や市民説明会を開催するなど、市民の意見

を聞く機会を設けておりますので、引き続きそのような考えで取り組んでいきたいと考えております。

次に、市民参画の手続きの方法についてご説明いたします。4ページと5ページをご覧ください。事務処理の流れを記載しています。4ページ目が市民参画実施前の手続きを図で表したものの、5ページ目が市民参画実施後の手続きを図で表したものです。図の左の欄より市民又は委員会、この委員会は市民参画・協働推進委員会のことを指しております。そして真ん中の欄の職員チーム、地域づくり課、右の欄の担当部署となっており、それぞれの役割別に手順を示しております、①から⑬までこのような流れで市民参画を行っていくという基本的な手順を示したものです。

6ページから7ページの表2は、市民参画の対象となる重要な計画等をお示ししております。表右側の具体例は過去に市民参画を実施した計画等でございます。

なお、7ページ目表3にあります「軽微な事項として規則で定めるもの」、「緊急に実施しなければならない事項」、「法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施する事項」に該当する場合、市民参画の対象となる重要な計画等であっても、市民参画を行わないことができるものとしております。

7ページ目下部には、市民参画の実施時期について記載しております。市民参画は、市民への影響または市民の関心度を考慮し、企画、立案、実施及び評価の過程から市民参画の方法を効果的に行うことができる時期としております。

続きまして8ページ目でございます。市民参画の方法について表4にまとめております。市民参画の方法は「意向調査」、「パブリックコメント」、「意見交換会」、「ワークショップ」、「審議会その他の附属機関における委員の公募」、「その他適切と判断される方法」の6つがあり、右側の欄にはそれぞれ具体的な内容を示しております。市民参画を行う場合、対象となる計画または条例等に応じて、この中から2つ以上の方法により行うこととなっております。

9ページ目市民参画の実施予定及び結果の公表についてです。より多くの市民の方々が参画しやすくなるよう、市民参画の実施予定と実施結果を公表することとしております。公表方法や公表事項については記載のとおりとなります。

10ページ目下部、市民参画の評価についてです。こちらに記載のとおり、当市の市民参画の評価は、本委員会による外部評価と職員チーム会議による内部評価の2段階で実施しております。事前評価では、実施前の市民参画について、参画の対象や方法、実施時期が適切かどうかの評価をお願いいたします。市民参画の実施後は、市民参画が計画どおり実施できたか、参画の仕組み全体が機能したか評価をお願いいたします。

なお、評価の際の留意点ですが、策定するあるいは策定した条例や計画等の内容を担当課から説明をいたしますが、例えば「この条例にこのような文言を追加したほうが良いと思う。」あるいは「このような計画を作った方が良い。」というような条例や計画の中身ではなく、この条例や計画を策定するために計画された市民参画が適切か、あるいは計画されていた市民参画が計画どおり実施されていたか、という視点で評価をお願いいたします。

12ページ目以降は、実際に市民参画を実施する担当部署が行う際の事務処理の手続きについてですので、本日は説明を省略いたします。以上です。

坊澤課長（事務局）

それでは、次第3（3）、（4）に入ります。

先ほど市民参画協働推進委員会の所掌の説明でもありましたが、本委員会では、各種計画の案や条例案等の作成に当たり、市民参画の方法や時期につきまして評価

をいただくものとなります。また、当市の市民参画の評価は職員チーム会議による内部評価及び委員会による外部評価の2段階により実施しております。つきましては、担当部課からのご説明の前に、事務局から事前評価の際の評価結果及び本日の委員会の前に行いました職員チーム会議での評価につきまして、報告申し上げますのでそれを踏まえまして、ご審議くださいますようお願いいたします。

花巻市市民参画条例施行規則第9条第2項によりまして、議長は委員長となります。どうぞよろしくようお願いいたします。

**佐藤良介委員長**

それでは、先ほどお話しがございましたように、本日は市民参画に係る事後評価2件、市民参画に係る事前評価1件、合わせて3件の案件がございますので、よろしくようお願いいたします。

初めに「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例について」を議題といたします。出席者は、地域振興部長の阿部晋さん、地域づくり課長の坊澤尚行さん、地域づくり課長補佐の大竹誠治さんです。

それでは最初に事務局より説明をお願いいたします。

**藤村係長（事務局）**

それでは事務局から本条例の事前評価の結果と職員チームによる事後評価結果について報告いたします。

花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例についてですが、事前評価につきまして令和6年1月18日に職員チーム会議にて事前評価を行い「適切である。」という評価をいただいております。また、本委員会での事前評価の結果につきましては、令和6年2月13日にご審議いただきまして、本委員会でも「適切である。」というご評価をいただいております。

なお、本委員会の前に行われました職員チーム会議においても令和7年1月15日に審議した結果「適切である。」という評価をいただいております。

事務局からの説明は以上になります。

**坊澤課長（地域づくり課）**

それでは説明申し上げます。

対象の名称は「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例」でございます。条例の制定日は令和6年12月16日、対象の区分は特に必要と認められるものになります。

次に対象の内容について説明いたします。目的は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとり、同法第5条に基づき市の施策の基本となる事項を定めてこれを推進し、全ての人が多様な性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に資することとしております。具体的には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律第3条の理念にのっとり、第5条に基づき市の施策の基本となる事項を定めるものでございます。互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束した同性のカップルなどを婚姻に相当する関係と自治体が認めるパートナーシップ制度について、花巻市での運用のルールを定めたものでございます。

なお、花巻市においては、パートナーの子や親も家族として協力しあう関係であることを認めるファミリーシップも含めた制度としており、同性のカップルだけでなく、異性間の事実婚のカップルも対象とする制度としております。

また、既存の花巻市男女共同参画推進条例の第 13 条には男女共同参画審議会の所掌事項が規定されておりますが、パートナーシップ制度に関しても、男女共同参画審議会から御意見をいただくため、所掌を一項目追加する必要があることから、本条例の附則により改正をしております。この改正について男女共同参画推進条例は、市民参画の手引きで市民参画を行うべき条例として例示しておりますが、パートナーシップ条例を制定することで生じる改正であり、改正により男女共同参画推進条例の趣旨を変えるものではないことから、個別に市民参画は行わず、パートナーシップ条例の市民参画に含めて実施したところでございます。

パートナーシップ条例の関係法令は「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」「花巻市男女共同参画推進条例」で、関係する計画として「第 3 次花巻市男女共同参画基本計画」があります。本条例は昨年 12 月に開かれた令和 6 年第 4 回花巻市議会定例会で可決いただいたもので、条例の施行日は令和 7 年 4 月 1 日となります。

それでは、実施した市民参画の方法についてご説明いたします。

方法①男女共同参画審議会ですが、これは審議会その他附属機関における委員の公募に当たります。周知方法と時期については、審議会の開催日の 2 週間以上前に郵送により通知をいたしました。次に実施の回数等につきましては、当初は 3 回の開催を予定しておりましたが、市民参画、具体的にはパブリックコメントによりいただいたご意見について検討するため、回数を 2 回増やし令和 6 年 3 月 27 日、同年 4 月 18 日、7 月 10 日、8 月 22 日、10 月 3 日の 5 回開催をしております。各回の審議内容につきましては記載のとおりでございます。委員の構成は、知識経験者 4 名、団体推薦 10 名、公募委員 1 名の計 15 名となっております。意見件数等は資料に記載のとおりとなりますが、審議会委員の皆様からは、制度の周知を徹底すべきであるという意見を多くいただいたところです。結果公表につきましては、審議会開催後に市ホームページで会議録を公表しており、各回の公表日は記載のとおりでございます。

次に自己評価について説明いたします。

効果があったことについては、男女共同参画審議会が知識経験者や男女共同参画基本計画の各分野に関係する団体からの推薦、公募委員で構成されていることから、幅広い視点からの意見を伺うことが出来ました。また、条例制定から施行までの間に市職員や市民、民間事業者への周知を徹底すべきとの意見があったことから、制定から施行までの間に 3 か月の周知期間を設けることといたしました。

予定を変更した内容と理由につきましては、審議会の開催を当初は 3 回と予定しておりましたが、先ほどもお話したとおり、職員や市民、民間事業者等への周知を徹底すべきとの意見をいただいたことから、制定から施行までの間に 3 か月の周知期間を設けることとし、周知用のガイドブック案等についても審議会の場でご意見をいただくこととしたために開催回数を 2 回増やしております。

反省点や改善点については特にございません。

次に方法②花巻市地域自治推進委員会・各地域協議会への意見聴取について説明いたします。これも審議会その他附属機関における委員の公募に当たります。周知方法と時期につきましては、開催日の 2 週間以上前に郵送により通知しております。実施の時期につきましては、令和 6 年 5 月 20 日に大迫地域協議会と東和地域協議会、5 月 21 日に石鳥谷地域協議会と花巻市地域自治推進委員会を開催しております。対象者について、各協議会の構成は公共的団体から推薦された方や学識経験を有する方、公募による方となっております。各会の人数は資料に記載のとおりでございます。意見の件数については、花巻地域が 2 件、大迫地域が 3 件、石鳥谷地域が 3 件、東和地域が 3 件の計 11 件で、質問は 4 地域合計で 9 件となっております。結果

公表につきましては、開催後に都度、市ホームページで公表しております。

次に自己評価について、説明します。

性的少数者の当事者の方々が安心して日常生活を送るためには、地域の方々の理解や支援が重要であり、各地域で活動する団体の代表者と地域から選出された委員が含まれる当該委員会に制度について説明し、幅広い視点からご意見を伺うことができました。また、市民参画を通して、市が多様な性についての理解の促進を図り、パートナーシップ・ファミリーシップ制度の導入を進めていることの周知を図ることができたと考えております。

予定を変更した点、反省点、改善点は特にございませぬ。

次に方法③パブリックコメントの実施について説明します。名称は「(仮称)花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例(素案)パブリックコメント」として実施いたしました。周知については令和6年5月15日号の広報はなまきと市ホームページに掲載したほか、SNS、FMはなまき、有線放送等により周知を行いました。また、条例案については、資料に記載の施設に備え付けいたしました。実施の時期は令和6年5月22日から6月20日の30日間で、対象は全市民となります。実施結果としましては、11名の方から54件のご意見をいただいております。なお、素案の閲覧件数は施設備付が45件、ホームページが204件の計249件でした。参考までにパブリックコメントでいただいたご意見を一部ご紹介いたします。いただいたご意見の中には「条例が制定され、施行されるに当たり、当事者が制度を安心して利用できるよう、特に職員に対して周知を徹底すべき。」という意見があり、これを踏まえて、制定から施行まで3か月の期間を設けることとしました。また、「花巻市にはこの制度を必要とする方がどのくらいいるのか、利用すると見込まれる方が少ないのであれば導入する必要があるのか。」といったもの、「パートナーシップ制度を実施する場合の問題点や課題はないのか。」「この制度によって何がよくなるのか、市として何を目指しているのか分からない。」といった疑問を呈されたご意見が多数ございました。制度の導入を否定する意見としては、「我が国での法律は同性婚を認めていない。憲法は婚姻を両性の合意のみによって成立と規定している。それは当然、男女を指すと考える。男女の婚姻に相当する関係と捉えるパートナーシップ制度の導入は、婚姻制度の形骸化と混乱を招く、パートナーシップ制度は不要である。」とのご意見をいただいております。以上がパブリックコメントでいただいたご意見の一部となります。それを踏まえて、市としての考えですが本制度は、法的な権利は付与できないものの、性的少数者の方々を応援する制度であり、市としては、利用する方の数に関わらず、これまでに誰にも打ち明けることができなかったパートナーとの関係を認めてもらいたいという方々がいた場合に宣誓をすることができる。花巻市ではそうした方々を応援する、この制度の制定をきっかけにさらに理解を広げるということを目的に制度の導入を進めることといたしました。ただいま申し上げましたようにこの制度につきましては、市民の間に様々なご意見があると想定しておりましたことから、市の内部決裁で制定する要綱ではなく、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市議会で議論をいただくことが必要と考え、条例の制定を目指して進めてきたものであります。パブリックコメントの結果の公表については、市のホームページへの掲載のほか、男女共同参画審議会において報告をしております。掲載日、報告日については資料に記載のとおりです。

次に自己評価について説明いたします。

効果があったことにつきましては、条例素案を市の施設等で閲覧できるようにし、パブリックコメントの実施について広報等でお知らせすることで、市民が意見表明する機会を保障することができたと考えております。また、パブリックコメントを通じて、市が多様な性に対する理解の促進を図り、市がパートナーシップ・ファミ



リーシップ制度の導入を進めていることの周知を図ることができたと考えております。さらに、先ほどもご説明したとおり、いただいたご意見の中には制定から施行までの間に市職員や市民、民間事業者への周知を徹底すべきとの意見があったことから、制定から施行までの間に3か月の周知期間を設けることとしました。なお、この点について資料には「いただいた意見のうち13件」と記載しておりますが、パブリックコメントでいただいたご意見のうち周知期間を設けた方がいいといったご意見は2件でございましたので訂正いたします。

予定を変更した点、反省点、改善点は特にございませぬ。

説明は以上となります。

佐藤良介委員長 3つの方法で市民参画を実施したとのことですが、追加資料についての説明をお願いいたします。

大竹課長補佐（地域づくり課） 追加資料①「花巻市パートナーシップ制度ファミリーシップ制度について」をご覧ください。

LGBTQとは性的マイノリティの総称として用いられる言葉で、性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる方、例えば自身が戸籍上は男性であるが、自分自身は女性だと思っている、これが性自認でございます。それから恋愛感情や性的感情の対象が異性に限らない方、例えば、男性が男性を好きになる方あるいは女性が女性も男性もどちらも好きになる方など、そういった方々をLGBTQと総称してございます。

なお、ある統計によりますと日本の人口の3から10%がLGBTQであるとしております。花巻市で例えると、人口が11月30日時点で89,992人でございますので、仮に3%とすると、あくまでも計算上のことですが2,699人のLGBTQの方々がいらっしゃるのではないかということでもあります。このことから、周りにいないのではなく、気づいていないだけかもしれないということでもあります。

これに対して社会の動きですけれども、いわゆるLGBT理解増進法がG7サミットの前、令和5年の6月に制定されました。ただ、この法律は理解を示しましょうという法律であって、同性婚を可能とするような法律とはなってございません。そういったこともあり、なかなか理解が広がらない状況で、当事者の方々は誤解や偏見にさらされるとか、制度を利用できないといったような生きづらさを抱えていらっしゃるのではないかとございませぬ。

そこで、市として社会全体に多様な性への理解が広がること、当事者の生きづらさを少しでも解消することを目的に「花巻市パートナーシップ制度及びファミリーシップ制度に関する条例」を昨年12月に市議会の議決により制定をいたしました。

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし日常生活において経済面、生活面及び精神面等で相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した関係であることを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明する制度でございます。これまでどなたからも認められなかった関係性を、市が認めるというものでございます。ファミリーシップ制度については詳しく申し上げますが、パートナーシップ関係にある方々のご家族も家族として歩んでいく関係であるということを市が認める制度でございます。

ただし、パートナーシップ制度では、法律上の権利を得られません。こちらが婚姻と異なるところでございませぬ。法律上の権利とは、税法上の扶養控除あるいは遺産相続等の権利といったことは得られないものであります。あくまでも市がその関

係性を認める、応援するといった制度でございます。

次にカミングアウトとアウティングについてです。カミングアウトとは公にしていなかった性的指向やジェンダーアイデンティティ、戸籍上の性別等を本人が他者に伝えることで、例えば私がある方から「実は、自分は男だけれど男の人を好きになります。」と打ち明けられたとします。このように信頼を持って打ち明けられるのがカミングアウトです。ただ、打ち明けられた私はその人の同意を得ないまま、周囲の方々も知っていた方が良いだろうと、他者に「あの人は男性だけれど男性を好きになるそうです。」と勝手に打ち明けること、これがアウティングとなってしまいます。アウティングにつきましては、実例としてアウティングされたことによって噂が広がり、そのことで気に病み自分の命を絶たれたという例もございます。ですので、これは多様な性に限りませんが、皆様がカミングアウトを受けた場合や他人から相談された重要な事項について、本人の同意を得ずに勝手に他者に伝えることはしないでくださいということを市の考えとして記載しております。

続いて、多様な性についての相談窓口です。当事者の方やあるいはカミングアウトを受け、自分はどうしたらいいのだろうと悩まれるようなことがある場合には、こちらのような機関にご相談いただければと思います。

最後になりますが、パートナーシップ制度というのは法律に基づく婚姻ができない同性カップルやいわゆる事実婚のカップルの方々が抱える生きづらさを少しでも解消できればと考え導入した制度であります。ただし、花巻市が導入した制度ですので、花巻市の中で効力を持つものでございます。岩手県内では、同制度を導入している市町村が広がっておりますので、その市町村に転出した際も引き続きパートナーシップを認めていただけるというよう連携することもあります。パートナーシップ等の要件は自治体によって異なっております。これも条例で定める限界というところではありますが、参考までに申し上げますと、日本国内の条例で制定している市町村は 20 もございません。そのうち東北で条例として制定した花巻市のみであるということでございます。

以上、制度の概要につきまして説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

佐藤良介委員長

それではここから市民参画の方法についてご審議をいただきたいと思っております。

まず初めに方法①審議会その他の附属機関における委員の公募ということで、男女共同参画審議会にて意見を聴取したということですが、こちらについて何かご質問ございますでしょうか。当初3回の計画を5回実施したとのことですが。

岡田委員

すみません、初めてなので質問なのですが、意見の数は評価の基準に入りますか。それとも市民に意見を聞く機会があれば良いのでしょうか。

大竹課長補佐  
(事務局)

花巻市まちづくり基本条例第 12 条では「まちづくりに関する重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定改廃に当たっては、市民が自らの意思で参画する方法を用いて、市民が意見表明する機会を保障するものとします。」と規定されています。ですので、今後ご評価をいただく際には、意見がどのくらい出たかということではなく、そういった機会が保障されているかどうかという観点でご評価をお願いいたします。

佐藤良介委員長　ほかにはご質問、ご意見はございませんか。当初3回の計画であったが5回実施したということであり、周知期間を3ヶ月間設けたということのようですが、よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤良介委員長　では次に方法②審議会その他の付属機関における委員の公募ということで、花巻市自治地域自治推進委員会、それから各地域協議会への意見の聴取ということがございます。これについて何かご質問、ご意見はございますか。

(発言するものなし)

佐藤良介委員長　では次に方法③パブリックコメントの実施についてお伺いいたします。何かご質問、ご意見はございますか。

(発言するものなし)

佐藤良介委員長　よろしいでしょうか。

特にご質問、ご意見はないようですので評価に移ります。職員チームでは「適切である。」という評価でございますが、当委員会の評価も「適切である。」としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

佐藤良介委員長　それでは当委員会の評価も「適切である。」といたします。

(説明員入れ替え)

佐藤良介委員長　続きまして、事後評価2件目「花巻市建築物等木材利用促進基本方針」について議題といたします。担当課の職員をご紹介します。農林部長の菊池正彦さん、農村林務課課長補佐の佐藤要さんです。よろしくお願いたします。では、まず事務局の方から説明をお願いいたします。

藤村係長(事務局)　それでは事務局から本方針の事前評価の結果と職員チームによる事後評価結果についてご報告をいたします。

まず、花巻市建築物等木材利用促進基本方針の事前評価につきましては、令和4年7月13日に職員チーム会議において「適切である。」と評価されております。また、その後、令和4年8月22日に開かれました本委員会におきましても「適切である。」と評価をいただいております。

事後評価につきましては、令和7年1月15日に開催された職員チーム会議におきまして、周知方法の部分で「改善の余地あり。」と評価されております。

報告は以上になります。

佐藤要課長補　それでは「花巻市建築物等木材利用促進基本方針」改定の市民参画について説明

佐（農村林務課） いたします。

初めに基本方針の概要を説明します。基本方針の目的は、建築物等の木造化や木質化を促進することにより、木材の利用拡大を図ることで、内容は木材の利用促進に関する基本的な事項でありまして、今回の改定は名称の変更や基本方針の対象に民間の建築物を追加することなどです。市では国が平成 22 年に策定いたしました「公共建築物等における木材の利用促進に関する法律」に基づきまして、平成 25 年 8 月に「花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針」を策定いたしました。国において、市町村公共建築物等木材利用促進基本方針の策定根拠となります法律を改正し、令和 3 年 10 月に「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を施行しまして、この改正法において、「市町村は都道府県方針に即して、当該市町村の区域内の建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる」と規定されておりますことから、今回の改定に至ったものです。

次に市民参画について説明いたします。市民参画はパブリックコメントと関係団体等からの意見聴取の 2 つの方法で実施しました。

方法①パブリックコメントについてですが、実施について広報はなまきや市ホームページなどにより周知を行ったところですが、素案については、市内の各施設に備え付けました。実施期間であります、令和 6 年 1 月 17 日から 2 月 16 日で、対象者は全市民です。実施結果であります、意見提出者が 3 人、意見件数は 21 件、閲覧件数が 56 件でした。実施結果の公表は、市ホームページに掲載する方法で令和 6 年 4 月 1 日に行いました。

自己評価ですが市民参画により効果があったことは、参考になる意見があったことから 2 件を基本方針に反映させたこと。また、市内各施設に備え付けた基本方針素案を閲覧していただくことで、木材の利用促進について周知を図ることができたことです。予定の変更ですが、パブリックコメントに先立って行いました 1 回目の意見団体等への意見聴取で出された意見について、基本方針素案へ反映するための検討に時間を要したため、当初の予定よりも遅れました。また、結果の公表時期についても、開始時期が遅れたことに伴いまして、当初の予定よりも遅れました。そのほか、計画の際には実施することとしておりました FM はなまき、有線放送による周知を実施しておりませんでした。反省点であります、より多くの方にパブリックコメントの実施を周知するため、FM はなまき、有線放送による周知を行うべきだったと考えております。改善点は、市民参画の実施状況について、市民参画計画書に基づいて実施されているか、逐次確認を行うことです。

方法②意見団体等からの意見聴取について説明いたします。

対象は花巻市森林組合などで構成される花巻市木材利用促進協議会です。1 回目は開催の 1 週間以上前に郵送により通知し、令和 4 年 10 月 28 日に参集により実施したところ、7 団体の出席で 7 団体から 13 件の意見が出されました。2 回目は書面による方法で行い、通知は回答期限の 20 日前に郵送し、期間を令和 6 年 4 月 17 日から 5 月 7 日として実施したところ、8 団体から回答があり、うち 2 団体から 4 件の意見が出されました。実施結果の公表は 2 回分をまとめて、令和 6 年 10 月 22 日に市ホームページに掲載する方法で行いました。

自己評価ですが、市民参画により効果があったことは参考になる意見があったことから、4 件を基本方針に反映させたことです。予定の変更ですが、2 回目の意見聴取については、パブリックコメントの実施時期を遅らせたことに伴い、当初の予定よりも実施が遅れました。また、結果の公表時期についても、開始時期が遅れたことに伴い、当初の予定よりも遅れました。そのほか、1 回目の関係団体等への意見聴取で出された意見に対する市の対応決定後の結果公表を失念したため、結果公表

について2回分をまとめて公表しました。反省点は1回目の関係団体等への意見聴取で出された意見に対する市の対応決定後、速やかに結果を公表すべきだったことです。改善点は、市民参画の実施状況について、市民参画計画書に基づいて実施されているか逐次確認を行うことです。

以上で説明を終わります。

**佐藤良介委員長** それでは2つの方法により市民参画を行ったということですが、1つ1つご審議をお願いしたいと思います。

初めにパブリックコメントの実施でございますが、こちらについてご質問、ご意見はございますか。

**新田彩乃委員** 21件の意見のうち参考になるものがあつたことから2件を基本方針に反映させた、とのことですが、どのような内容が反映されたのか教えてください。

**佐藤要課長補佐（農村林務課）** 1点は、少しお恥ずかしい話になりますが、条文の主語が欠落していたというものであります。あともう1点は、市の公共施設における木材の利用状況、こちらは市の内部資料としてまとめているところですが、それを公表してはどうか、という意見がありましたので、これら2件を採用したものであります。

**新田彩乃委員** もう1点よろしいでしょうか。反省点について、より多くの方にパブリックコメントの実施を周知するためにFMはなまき、有線放送による周知を行うべきだった、とありますが、それはそれとして、やはり多くの市民の方々の目に触れるという点では、広報はなまきも一定の効果があるのではないかと思います。そこで本方針のパブリックコメントの実施について書かれている昨年1月15日号を読んだのですが、「建築物における木材の利用促進に関する事項を定める方針です。皆さんの意見をお聞かせください。」と3行書いてあるのですが、ぱっと見ただけではどのような方針なのか、というのが私も分からなかったため、この短い文章をみただけでは分からない人がほかにもいるのではないかと感じました。もう少し具体的な例を出して、パブリックコメントをした方がより良い意見が出るのではないかと思います。

**大竹課長補佐（事務局）** ただいまのご意見は全般に関わることで、事務局からご説明申し上げます。広報はなまきは、他の案件においても記事を出したいとの希望が多いため、掲載スペースが限られてしまう場合があります。新田委員から頂戴した意見については、広報情報課とも共有し、相談したいと思います。

**佐藤良介委員長** FMはなまきと有線放送による周知を行わなかったということですが、理由をお教えください。

**佐藤要課長補** 当課では森林に関する業務を主に行っておりますが、有害鳥獣関係の業務も兼任

佐（農村林務課） しております。ちょうどパブリックコメントの実施年度に、ツキノワグマの出没が多数ありまして、そちらの業務の方が忙しく、本当に言い訳にしかありませんがその状況にありましたことから実施しなかった、というところが実情でございます。

佐藤洋子委員 当初の予定と実施の結果の時期が大幅に遅れているなど感じました。そういったことの理由も熊の出没と関係があるのですね。

佐藤要課長補佐（農村林務課） はい。熊の対応に加えまして、1回目の関係団体からの意見聴取で出された意見に関しましても、素案に反映させるか慎重に検討したところもあり、それぞれの理由から全体的にスケジュールが遅れたというところがございます。

関上哲副委員長 恐れ入りますが、先ほど条文の主語が欠落したということをお気づきになって訂正し、大きな遅れに繋がったというご説明であったのですけれども、それを今後どのような形で遅れがないようにしようとお考えになっておられますか。特にPDC Aの考えからすると、チェック機能をどのような形で今回の失敗を今後に生かそうとしているのか、お聞かせいただければと思います。

菊池正彦部長（農林部） 今回の方針策定の遅れやパブリックコメントに対する周知の漏れにつきましては、確かに業務が多忙だという言い訳もありましたが、間違いなく課内での連絡調整がうまくいっていなかったというのが原因の1つであると思います。

業務の担当職員はそれぞれおりますが、例えば1人では困難な業務については、係の中でほかの職員に依頼してやってもらうということもありますが、今回のことについては互いに仕事をお願いしたつもりだった、やったつもりだったというようなことが多々あったと感じております。そういったことも含め、担当職員だけではなく、係長や課長が業務の進捗状況を確認しながら、また市民参画の計画書等をきちんと把握、理解した上で業務を行うことが必要だと考えております。その点につきましては、私も含め今後気をつけていきたいと考えております。

関上哲副委員長 組織の部分でお話しますと、恐らく記録をしっかりと残して、それをどのような形で引き継いでいくのかという部分が非常に重要になってこようかと思うのですけれども、ぜひ、大変失礼ですけれども、反省点を今後に生かしていただくようお願いしたいと思います。

菊池正彦部長（農林部） はい、ご指摘ありました件につきましては今後留意していきたいと思っております。

岡田委員 こちらもまた教えてほしいのですが、こういった計画の策定や検討などについて市民参画だけではなく全体の策定期限や目標期限などはあるものなのでしょうか。例えば、今年度中にここまで終わらせようとか、ただその場合実施や検討に時間がかかり期限や策定までの期日が伸びることもよくあることなのか教えてください。

大竹課長補佐  
(事務局)

ただいまのご意見も全般に関わることでありますので、事務局からご説明申し上げます。策定する計画等によっては、前計画等の計画期間が終了することに伴い新たな計画等を策定するため、いつまでに市民参画を終えて、いつまでに新たな計画等を策定しなければならないという期限があるものもございますが、今回の花巻市建築物等木材利用促進基本方針については、そういった期限があるものではなかったとのことです。

また、市民参画自体が遅れるあるいは計画等策定期間が遅れるといったことは、例えば近年ですと新型コロナウイルス感染防止策のため市民説明会が開催できない等の理由により遅れたといった事情がございます。

ただ、そういった事情により計画等の遅れがあったとしても、市民参画の機会が保障されているかどうかといった点についてご評価をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

佐藤良介委員  
長

それでは次に方法②関係団体等からの意見聴取について、ご質問、ご意見をお伺いします。

この花巻市木材利用促進協議会というのは、常設の協議会ですか。差し支えなければ会長は今どなたでしょうか。

佐藤要課長補佐  
(農村林務課)

はい、常設の協議会です。現会長は花巻市森林組合の佐藤代表理事組合長です。参考までにどのようなことをやっているかお話をしたいと思います。花巻市内の林業生産性の向上や加工、流通体制の整備、地域の木材利用の促進を図ることを目的に平成26年に発足した協議会であります。事務局は花巻市森林組合が担っており、木材需要の創出ですとか、木材利用に関わる事業の検討や各種情報交換などを行っている協議会でございます。

佐藤良介委員  
長

令和5年10月28日の参集というのは、対面の会議を行ったということですか。

佐藤要課長補佐  
(農村林務課)

はい、そのとおりでございます。

佐藤良介委員  
長

自己評価の中で1回目の関係団体等の意見聴取とされた意見に対する市の対応決定後の結果公表を失念したとありますがこちらも熊対応等の業務多忙によるものでしょうか。

佐藤要課長補佐  
(農村林務課)

本来であればパブリックコメントを実施する前に結果を公表する計画となっていたものですが、こちらも熊の対応等で忙しかったものでございます。

新田彩乃委員

関係団体等からの意見聴取として、14団体にお声がけしたようなのですが議会等でも木材の利用については小・中学校においても利用したほうが良いというような意見が過去に出されていたかと思えます。現場の先生方からの意見等もすごく大事

だと思しますので今後に活かしていただきたいなと感じました。

**佐藤要課長補佐（農村林務課）** はい、ありがとうございます。今後、本方針を見直す機会等の際に意見の聴取先について再度検討したいと思います。

**佐藤良介委員長** ほかにはご質問ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  
それでは評価に入りたいと思います。職員チームの評価はパブリックコメントの実施の際の周知方法に「改善の余地あり。」と評価をしております。  
説明があったとおり、非常に繁忙を極めたということもあるようでございますけれども、いろいろと反省点が出されております。1つはFMはなまきや有線放送の周知を実施しなかったということでございますし、先ほど菊池部長から課内の連絡調整がうまくいかなかったという反省もございました。  
それから、1回目の意見聴取の結果の公表を失念しており、2回分をまとめて公表したということもございましたので、当委員会の評価といたしましても「改善の余地あり。」ということにいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

**佐藤良介委員長** はい、今回の反省点を今後の行政運営に活かしていただくようお願いいたします。終了いたしたいと思います。

（説明員入れ替え）

**佐藤良介委員長** それでは続きまして市民参画に係る事前評価について、新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）について議題といたします。本日ご出席いただいております担当職員をご紹介します。総合政策部長の岩間裕子さん、秘書政策課長の菊池司さん、秘書政策課長補佐の鎌田明洋さん、秘書政策課企画調整係長の八重樫尚孝さん、以上4名でございます。  
それでは事務局より説明をお願いいたします。

**藤村係長（事務局）** それでは事務局より、事前評価についてご説明をいたします。本計画の職員チーム会議の事前評価については、令和7年1月15日に「適切である。」と評価されているものになります。

**菊池課長（秘書政策課）** それでは新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）につきまして、市民参画の計画について、様式第2号市民参画計画書に沿ってご説明いたします。  
初めに対象の名称は「新市建設計画（計画期間の延長・事業追加等）」であります。対象の内容のうち目的にもありますように、新市建設計画は「(旧)市町村の合併の特例に関する法律」の規定に基づき、合併後の新市の一体感の速やかな確立と、住民福祉の向上等を図るために策定しているものですが、現在は財政上非常に有利な合併特例債を発行するための根拠となる計画として運用しているところでございます。これまでも国の法律改正に呼応し、平成28年3月に計画策定当初、平成27年度までであった計画期間を平成37年度まで、令和に置き換えますと令和7年度ま



で期間を延長したほか、統計数値の更新、文言修正及び事業追加等の変更を行ってきたところであります。

今回は「東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が、平成 30 年に改正され「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第 2 条第 2 項に規定する特定被災地方公共団体、または同条第 3 項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村にあつては、さらに 5 年間の計画期間の延長が認められ、合併が行われた年度及びこれに続く 25 年間であります、令和 12 年度まで計画期間を延長できることとなっております。

本市におきましては、令和 8 年度以降も合併特例債の発行が見込まれることから、前回変更の平成 27 年度と同様に、計画期間の延長、統計数値の更新及び事業追加等の変更を行おうとするものであります。

次に選択しました市民参画の方法についてですが、2 つの方法を予定しております。

まず方法①パブリックコメントを実施いたします。実施にあたっては、花巻市パブリックコメント制度に関する指針に基づき、時期及び回数は令和 7 年 3 月上旬から 4 月上旬までの 30 日間を予定しており、周知方法及び時期につきましては、広報はなまきの 3 月 1 日号に掲載するとともに、市ホームページ、SNS、FM はなまき、有線放送により周知を行うこととしております。計画の素案につきましては、総合政策部秘書政策課並びに総務課、総合支所地域振興課、振興センター、図書館、まなび学園、保健センター、なはんプラザに備え付けるほか、市ホームページに掲載するものです。対象者は全市民としております。結果公表につきましては、市ホームページに令和 7 年 4 月に掲載する予定としております。方法や時期を選択した理由といたしましては、多くの市民が意見を述べやすい方法として選択し、時期についてはパブリックコメント後の地域自治推進委員会及び各地域協議会への諮問案に反映させるための検討期間を考慮したものでございます。

次に方法②審議会その他の附属機関における委員の公募として令和 7 年 4 月下旬に花巻市地域自治推進委員会、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域の各地域協議会へ諮問することとしております。周知方法は、委員の方々に開催日の 2 週間以上前に郵送により通知することとしております。対象者は公共的団体から推薦された者、学識経験を有する者、公募による者を対象とするものであります。結果公表は令和 7 年 5 月中に市ホームページにそれぞれの会議開催結果を掲載することをもって公表する予定であります。方法や時期を選択した理由といたしましては、花巻市地域自治推進委員会条例第 2 条及び花巻市地域自治区設置条例第 8 条第 2 項の規定により、地域自治推進委員会への意見聴取及び地域協議会への諮問が必要でありますことから、新市建設計画に関し意見及び諮問に対する答申を計画に反映させることを考慮して時期を設定しております。

最後に 3 計画・条例等の全体スケジュールにつきましては、市民参画の方法①と②はそれぞれご説明したとおりでございますが、県への協議を行いまして、令和 7 年 6 月花巻市議会定例会での議決を予定しておりますことを申し添えます。

なお、令和 7 年 6 月花巻市議会定例会の議決時期につきましては、第 2 次花巻市まちづくり総合計画の前期アクションプランに掲載する事業への財源として、合併特例債の活用が見込まれることから、毎年度実施しておりますアクションプランのローリングに当たって、令和 8 年度以降も合併特例債を活用するための裏付けとなるものであります。

説明は以上となりますが、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

佐藤良介委員長 ただいまの新市建設計画（計画期間延長・事業追加等）についてご説明がありました。ただ、まずこの対象の内容についてご質問がございましたらお受けいたしたいと思っております。計画の期間を5年間延長するということですね。これによって合併特例債等を活用できるということのようです。

（発言するものなし）

佐藤良介委員長 そちらの対象の内容については特にご質問がないようですので市民参画の方法についてご審議をお願いいたしたいと思っております。

まず方法①パブリックコメントの実施でございますが、何かご質問ご意見はございませんか。

（発言するものなし）

佐藤良介委員長 では、次に方法②審議会その他の附属機関における委員の公募ということで、花巻市地域自治推進委員会、各地域協議会への諮問を行うということですが、これについてご質問、ご意見はございますか。

（発言するものなし）

佐藤良介委員長 よろしいでしょうか。では、計画・条例等の全体スケジュールについてご質問、ご意見はございますか。6月の定例議会でご審議をいただくということですよ。

（発言するものなし）

佐藤良介委員長 はい、特にご質問、ご意見もないようでございますので、評価に入りたいと思っております。

職員チームの評価は「適切である。」ということです。当委員会の評価も「適切である。」としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤良介委員長 はい、では当委員会の評価も「適切である。」といたします。

それでは以上をもちまして本日の第1回委員会の審議を終了いたします。事務局から次回開催等についてございましたらご案内をお願いいたします。

坊澤課長（事務局） 本日は市民参画に係る事後評価2件、事前評価1件につきまして、長時間にわたりご審議くださりましてありがとうございます。

次回の委員会は5月に開催を予定してございます。日程が決まり次第お知らせいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございます。

（閉会 午後3時15分）